

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年2月22日(火)

社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

目 次

頁

（重点事項）

1. 新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームについて……………	1
2. 精神障害者アウトリーチ推進事業について……………	9
3. 精神障害者の地域移行・地域定着支援事業について……………	18
4. 認知症疾患医療センターの整備について……………	21
5. 精神科救急医療体制の整備の推進について……………	23
6. 依存症対策の推進について……………	27
7. 高次脳機能障害情報・支援センターの設置等について……………	30
8. 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の診断書改正 について……………	32
9. 自立支援医療について……………	34
10. 自殺・うつ病対策の推進について……………	36
11. 心神喪失者等医療観察法指定医療機関の整備等について……………	51
12. 社会適応訓練事業について……………	63

（連絡事項）

1. 障害程度区分認定等事務費に係る国庫補助金交付要綱の改正について……………	64
2. 良質かつ適切な精神医療等の提供について……………	65
（1）精神科病院に対する指導監督等の現状について	
（2）精神医療審査会の適切な運営等について	
3. 心の健康づくりについての各般の取り組み……………	68
（1）大規模な災害・事件・事故の際の心のケア対策について	
（2）児童思春期の心の健康づくり対策の推進について	
（3）精神障害の正しい理解のための普及・啓発について	

(参考資料)	頁
1. 精神科救急医療体制整備事業実施状況……………	7 0
2. 認知症疾患医療センター整備状況……………	7 7
3. 精神障害者地域移行・地域定着支援事業実績……………	8 0
4. 平成21年度精神保健福祉センター事業実績……………	8 1
5. 精神医療審査会関係資料	
(1) 都道府県別精神医療審査会の審査状況……………	8 6
(2) 定期報告、退院等請求の件数推移……………	8 7
(3) 退院等請求審査期間……………	8 8
(4) 退院等請求審査期間（請求受理から意見聴取までの期間順）……………	8 9
6. 精神科病院関係資料	
(1) 開設者別精神科病院数及び精神病床数の年次推移……………	9 0
(2) 精神障害者申請・通報・届出及び処理状況の年次推移……………	9 1
(3) 都道府県別精神科病院数・精神病床数及び在院患者数等の状況……………	9 2
(4) 入院形態別実地審査状況……………	9 3
7. 精神障害者保健福祉手帳関係	
(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況……………	9 5
(2) 地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づくサービス一覧……………	9 6
8. 精神保健福祉全国大会の開催実績及び今後の予定……………	9 8
9. 障害程度区分認定状況調査における障害程度区分の分布状況(全国データ)…	9 9

< 重点事項 >

1. 新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームについて

(1) 精神保健医療福祉施策の改革に向けたこれまでの経緯について

平成16年9月に、精神保健福祉施策の改革ビジョンを決定し（精神保健福祉対策本部）、「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念を示した。

前期5年を経過するに当たり、平成20年4月11日から開催されていた「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」では、前期5年の取組状況とその成果について検討が加えられ、平成21年9月にとりまとめられた報告書において、「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念をさらに推進することを基本に、精神保健医療体系の再構築や精神医療の質の向上などに関し、様々な提言が行われた。平成22年の診療報酬改定や予算の中で対応しているものもあるが、報告の中では、①アウトリーチ（訪問支援）など地域生活の支援体制、②認知症患者への取組、③保護者制度・入院制度のあり方等については引き続き検討課題とされた。

(2) 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）について

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）において、①「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、平成23年内に結論を得ること、②精神障害者に対する強制入院等について、保護者制度の見直し等も含め、平成24年内を目途に結論を得ること、③精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、平成24年内に結論を得ること等とされた。

(3) 新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームについて

こうした状況を背景として、平成22年5月に厚生労働省に「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」を立ち上げ（現在は岡本政務官主担当）、検討課題について順次検討を実施している。

第1R： アウトリーチ（訪問支援）支援について（5～6月に実施。アウトリーチ（訪問支援）実現に向けた考え方をとりまとめ。平成23年度予算案に「精神障害者アウトリーチ（訪問支援）推進事業」を盛り込んだ。）

第2R： 12月に認知症と精神科医療について（9月～。12月に中間とりまとめを公表）

第3R： 保護者制度・入院制度について（10月～。平成23年1月より作業チームでの検討を開始）

(4) 第2Rについて

「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書で宿題となっ

ている認知症に関する目標値や、中間とりまとめで提言された事項の具体化に向けた議論を行うため、本年春より検討を再開する予定。

(5) 第3Rについて

平成24年以内に結論を得ることを目指し、本年夏を目途に保護者制度について検討を行う。その後入院制度のあり方について検討する。

新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム

平成21年9月の省内の有識者検討会の報告書などを踏まえ、今後の精神保健医療施策としての具体化を目指し、当事者・家族、医療関係者、地域での実践者、有識者の方々からご意見を伺うため、昨年5月に、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」を設置。（主担当：厚生労働大臣政務官）

○第1R：平成22年5月31日～6月17日

→平成23年度予算編成での具体化を目指し、アウトリーチ体制の具体化など地域精神保健医療体制の整備に関する検討を実施（4回議論）

○第2R：平成22年9月2日～

→認知症と精神科医療に関して検討を実施（10回議論）、12月22日中間とりまとめ

○第3R：平成22年10月21日～

→保護者制度と入院制度について検討を開始

→平成23年1月より、本格的に検討を開始。

※「作業チーム」を設置し、「検討チーム」での検討に資するための論点整理に着手。

「作業チーム」で論点を整理し、「検討チーム」で方向性について議論する。

アウトリーチ支援実現に向けた考え方

【基本的な考え方】

- ① 「地域で生活する」ことを前提とした支援体系とする。
- ② アウトリーチ支援で支えることができる当事者や家族の抱える様々な課題に対する解決を、「入院」という形に頼らない。
- ③ 当事者・家族の医療に対する信頼を築くためには、最初の医療との関わりが極めて重要であり、医療面だけではなく、生活面も含め、自尊心を大切にする関わり方を基本とする。

【具体的な方向性】

- ① 当事者の状態に応じた医療面の支援に加え、早期支援や家族全体の支援などの生活面の支援が可能となる多職種チームであることが必要。
(→医師、看護師に加え、生活面の支援を行うスタッフを含めた体制作り)
- ② 財政面、地域における人材面の制約も考えると、できる限り現存する人的資源を活用するとともに、地域支援を行う人材として養成することが必要。
- ③ 入院医療から地域精神保健医療へ職員体制等を転換する観点から、アウトリーチ支援の実施を、医療機関が併せて病床削減に取り組むインセンティブとすることが望ましい。
- ④ 地域移行、地域定着を進める観点から、「住まい」の整備を併せて行うことが必要。
- ⑤ 各障害に共通した相談支援体制との関係を明確に整理し、障害福祉サービスや就労支援に向けた取組も円滑に利用できるようにすることが必要。

新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム(第2R)

認知症と精神科医療 中間とりまとめ 概要

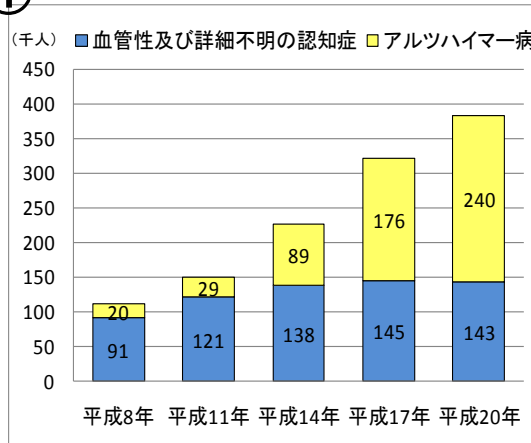
平成22年12月22日

現状と課題

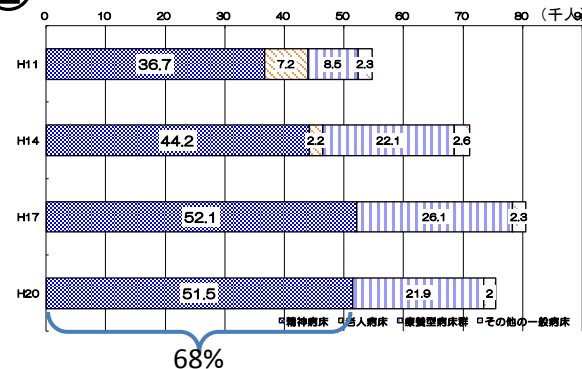
- ① 医療機関を受療する認知症患者は急速に増加傾向*1
- ② 認知症の入院患者約7.5万人のうち、精神病床に入院する患者は約7割を占める*1
- ③ 約7割近くが、特別な管理(入院治療)または日常的な管理(外来治療)を要する身体合併症を有している*2
- ④ 入院患者のうち、居住先や支援が整えば、近い将来には、退院が可能と回答した患者は約5割*2
- ⑤ 精神病院に入院している認知症患者の精神症状等で、ほぼ毎日のものは、「意思の疎通困難」約4割、「徘徊」約3割、「大声」約2割である*3
- ⑥ 精神病院に入院している認知症患者のADLは、身体能力として出来るはずのADLに比べ、抵抗などを踏まえた実際のADLは、いずれの項目でも困難度は増加*3

*1 患者調査 *2 精神病床の利用状況に関する調査(平成19年度厚生労働科学研究) *3 精神病院における認知症入院患者に関する調査(平成22年9月精神・障害保健課)

①



②



③

特別な管理を要する 24.9%

日常的な管理を要する 40.9%

ない 34.2%

(有効回答数 3,376人)

⑥

衣服の着脱(N=454)

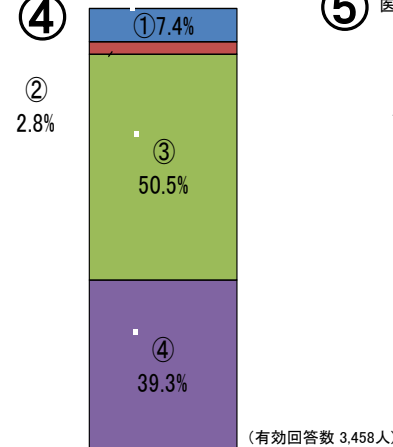
身体能力としては出来るはずのADL

身体介護への抵抗などを踏まえた実際のADL

■自立 ■準備のみ ■観察 ■部分的な援助 ■広範な援助 ■最大の援助 ■全面依存

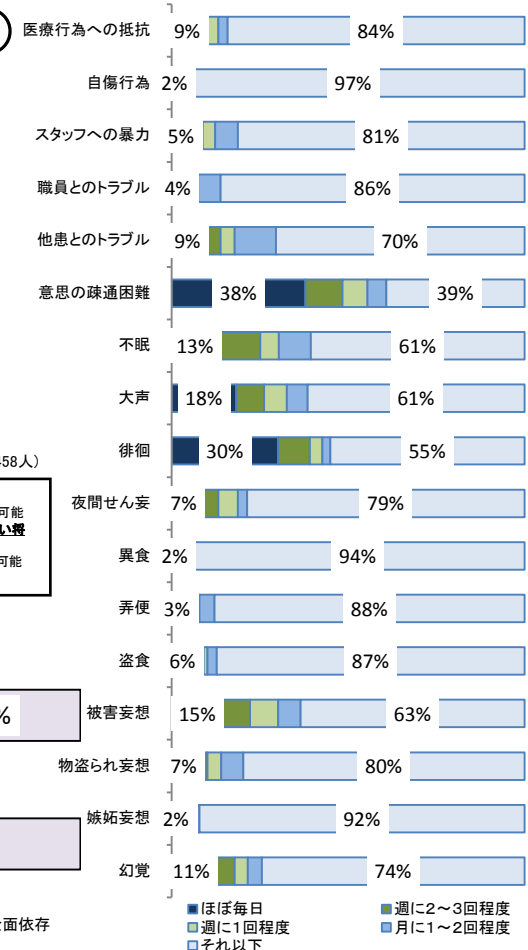
④

② 2.8%



①:現在の状態でも居住先・支援が整えば、退院可能
②:居住先・支援などを新たに用意しなくても、近い将来退院可能
③:状態の改善が見込まれるので居住先・支援が整えば、近い将来退院可能
④:状態の改善が見込まれず居住先・支援を整えても、退院可能性はない

⑤



基本的な考え方

認知症の方への支援に当たっては、ご本人の思いを尊重し、残された力を最大限生かしていけるような支援をすることを前提とする。
その上で、認知症患者に対する精神科医療の役割としては、以下の点を、基本的な考え方とすべきである。

- ① 認知症の早期から、専門医療機関による正確な診断を受けることができるよう体制の整備を目指す。
- ② 入院を前提と考えるのではなく、地域での生活を支えるための精神科医療とする。その際、アウトリーチ(訪問支援)や外来機能の充実を図り、本人だけではなく、家族や介護者も含めて支援していく。
- ③ BPSDや身体疾患の合併により入院が必要となる場合には、速やかに症状の軽減を目指し、退院を促進する。また、そのような医療を提供できる体制の整備を目指す。
- ④ 症状の面からみて退院可能と判断される患者が地域の生活の場で暮らせるようにするため、認知症の方の生活を支える介護保険サービスを初めとする必要なサービスの包括的、継続的な提供の推進等により地域で受入れていくためのシステムづくりを進める。
- ⑤ このため、退院支援・地域連携クリティカルパスの開発、導入を通じて、入院時から退院後の生活への道筋を明らかにする取組を進める。
- ⑥ 症状が改善しないため入院の継続が必要な方に対して、療養環境に配慮した適切な医療を提供する。
- ⑦ 地域の中で、精神科の専門医療機関として、介護や福祉との連携、地域住民への啓発活動に積極的な機能を果たす。

具体的な方向性

1 認知症患者に対する精神科医療の役割の明確化

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| (1) 地域での生活を支えるための精神科医療 | (2) BPSDを有する患者への精神科医療 |
| (3) 身体疾患を合併している認知症患者への入院医療 | (4) 地域全体の支援機能 |

2 現在入院している認知症患者への対応及び今後症状の面からみて退院可能と思われる患者が地域の生活の場で暮らせるようにするための取組

- (1) 認知症に対する医療側と介護側との認識を共有化するための取組
- (2) 症状の面からみて退院可能と判断される認知症患者の円滑な移行のための受け皿や支援の整備

地域での生活を支えるための精神科医療

- 専門医療機関による早期の診断
- 家族や介護者への相談支援や訪問支援
- 認知症の経過や状態像に応じた診療と生活のアドバイス
- 施設等で生活する認知症患者へのアウトリーチ(訪問支援)
- 精神症状等で緊急を要する認知症患者への24時間の対応体制の整備
- 精神科作業療法や重度認知症デイ・ケアの提供

地域全体の支援機能

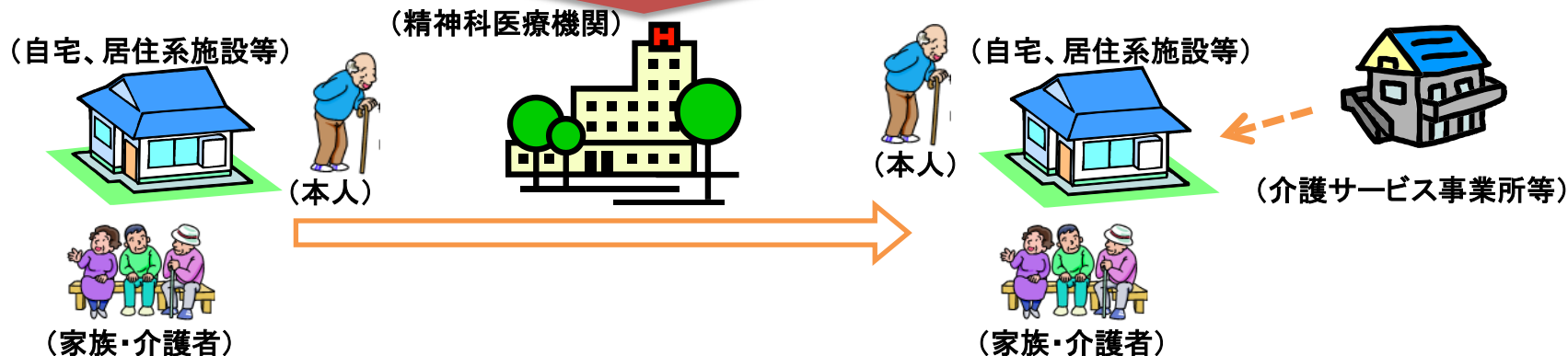
- 地域住民や地域のお施設との連携強化
- 地域住民への啓発活動

BPSDを有する患者への精神科医療

- BPSDへの適切な治療
- BPSDを伴う認知症患者の円滑な医療の提供
- 認知症患者に必要な入院医療
- 治療抵抗性の重度の認知症患者の状態像の整理とその受入れ

身体疾患を合併している認知症患者への入院医療

- 合併症の状態像に応じた精神病床の受入先
- 慢性疾患を合併している認知症患者への対応
- 精神科医療機関と一般医療機関の連携のあり方



認知症に対する医療側と介護側との認識を共有化するための取組

- 医療・介護双方の理解の向上
- 入院せずに地域で暮らせるための医療機関の関わりの強化【再掲】
- 施設等で生活する認知症患者へのアウトリーチ(訪問支援)【再掲】

症状の面からみて退院可能と判断される認知症患者の円滑な移行のための受け皿や支援の整備

- 居住系施設等やサービス支援の整備
- 退院支援・地域連携クリティカルパスの導入
- 当面の取組として、退院支援・地域連携クリティカルパスの導入を通じて、地域における取組を試行しながら、検討していくことが必要

保護者制度・入院制度についての検討

(検討チーム第3R)

1 趣旨

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定)を踏まえ、保護者制度、入院制度のあり方について検討を進める。

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

(4) 医療

- 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

【論点】

- (1) 保護者に課せられた義務の法的意義とあり方
- (2) 医療保護入院等入院制度のあり方
- (3) その他

2 第3Rの検討の体制

- 第1Rのメンバーで実施。

(※) 効果的に検討をすすめるため、ピアスピーカー及び法律等アドバイザーに参加していただく。

(※) 論点を整理し、第3Rの議論に資するため、作業チームを設置。

(平成23年1月7日から作業チームでの検討を開始)

3 検討の進め方

- 上記閣議決定のとおり、平成24年内を目途に結論を得ることを目指す。
- 当面、本年夏を目途に、保護者制度について検討を行う。その際、精神保健福祉法に規定される保護者の義務ごとに、その法的意義(当該義務の対象者、適用範囲等)について法制的観点も含めて詳細に分析・検討し、各義務のあり方(規定の削除可能性等)について検討する。
- 入院制度のあり方については、それに続いて検討する。

2. 精神障害者アウトリーチ推進事業について

【基本的な考え方】

- ・精神障害者の地域移行施策として、平成15年度から退院支援に向けた事業を行ってきたところ。今後は、地域に向けた支援(退院支援)と入院を防ぎ、地域に根づく支援(地域定着支援)を併せて行うことが重要。
- ・アウトリーチ(訪問)による支援により、「入院」という形に頼らず、まずは「地域で生活する」ことを前提とする必要性について、関係者が共通認識として持つ必要がある。

【事業の方向性】

- ・将来的には一般制度化(診療報酬等)を目指すため、モデル事業(全国25ヶ所)として評価指標や事業効果について検証を行っていくもの。
- ・現在の制度上、診療契約があれば、訪問診療・訪問看護等による診療報酬請求ができるが、未受診者や治療中断者については報酬の対象外。現状では、治療中断等への支援は行政や相談支援事業所等による支援を行っているが、「入院治療」を前提とする支援も少なくはなく、「在宅生活の継続」という支援についてはマンパワー等の面から十分に対応できない事情もある。
- ・本事業においては、アウトリーチ支援を行うことで、再入院をどの程度減少することが可能か等を検証していくことが重要であり、これにより、アウトリーチ支援の実施が各医療機関が病床削減に取り組んでいくための一手段となることを期待するところ。
- ・財政面、地域における人材面の制約も考えると、できる限り現存する人的資源を活用するとともに、地域支援を行う人材として養成することが必要であることから、最も典型的な形態として、医療機関が一定数の病床削減をしつつ、アウトリーチ支援を行うことを想定している(具体的な類型については別紙)。
- ・保健所、精神保健福祉センターは、アウトリーチチームへの技術的な支援(対象者の選定等)や関係機関との調整等を行い、地域の精神保健福祉活動の充実に向けた役割を行うものとする。